

一般財団法人大阪建築防災センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

制定年月日 令和6年1月1日
最終改定年月日 令和7年3月6日
番号 OC-03号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、財団が実施する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金（以下「料金」という。）は、申請1件につき、住宅にあつては別表1に掲げる料金、非住宅にあつては別表2に掲げる料金とする。なお、住宅部分と非住宅部分を含む複合建築物にあつては、それぞれ算出した料金を合算して算定する。

(料金の減額)

第3条 技術的審査業務における審査が効率的に実施できる場合にあつては、効率の度合いに応じ、申請料金の減額について財団は別に定める。

(再交付料金)

第4条 適合証の再交付の料金は、1通につき5,500円（税込）とする。

(規程に定めのない事項)

第5条 この規程に定めのない料金については、別途協議し定めることとする。

(附 則)

この規程は、令和6年1月5日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1

【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

建築物の種類	料金	
	単独申請	併願申請
一戸建ての住宅	36,300	左記料金の2分の1
共同住宅等、 複合建築物の住宅部分	基本料金+戸あたり料金 ×対象住戸数 基本料金：264,000 戸あたり料金： 3,300	左記料金の2分の1

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000円(税込)を加算する。
- (2) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該認定基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいう。
- ① 設計住宅性能評価書
 - ② 長期使用構造等である旨の確認書
 - ③ BELS評価書
- (3) 計画の変更に係る審査料金は、以下とする。
- ① 別表1の単独申請の料金の2分の1とする。なお、直前の適合証(適合証(変更)を含む。)を他の評価機関で交付している場合は、新規として取り扱う。
 - ② 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合は、新規として取り扱う。
 - ③ 申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画の変更申請料金は、5,500円(税込)とする。
 - ④ 共同住宅等において、一部の住戸のみ計画の変更申請をする場合は、単独申請の基本料金の4分の1+戸あたり×3,300円(税込)とする。ただし、料金は単独申請の2分の1を上限とする。
 - ⑤ 共同住宅等において、共用部のみ計画の変更申請をする場合は、基本料金の4分の1とする。

別表 2

【非住宅に係る料金】

(税込、単位:円)

建築物の種類	料金	
	単独申請	併願申請
非住宅建築物、 複合建築物の非住宅部分	別途見積	別途見積

(1) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該認定基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいう。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- ② B E L S 評価書

(2) 計画の変更に係る審査料金は、以下とする。

- ① 別表 2 の単独申請の料金の 2 分の 1 とする。なお、直前の適合証 (適合証 (変更) を含む。) を他の評価機関で交付している場合は、新規として取り扱う。
- ② 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合は、新規として取り扱う。
- ③ 申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画の変更申請料金は、5,500 円 (税込) とする。